

平成 18・12・20 関東産保第 1 2 号
平成 1 8 年 1 2 月 2 5 日

関東液化石油ガス協議会
会長 清水 宣彦 殿

関東東北産業保安監督部長 日高 俊信



液化石油ガス事業者等に係る降積雪期における防災態勢の強化について

上記の件について、原子力安全・保安院は、液化石油ガス売事業者及び保安機関に対して、別紙(NISA-278b-06-11)のとおり対応を求めることとしました。

つきましては、貴協議会の会員に対して、別紙に従い所要の対応をするよう周知徹底をお願いいたします。

経済産業省

平成18・12・15 原院第3号

平成18年12月18日

液化石油ガス事業者等に係る降積雪期における防災態勢の強化について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-278b-06-



平成18年12月6日付け中防災第33号をもって、内閣総理大臣（中央防災会議会長）安倍晋三から降積雪期における防災態勢の強化について管下関係機関への指導要請がありました。

原子力安全・保安院は、今回の要請を踏まえて、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、別紙の「降積雪期における防災態勢の強化について」を踏まえた寒波・雪害対策の徹底について、以下のとおり対応するよう要請します。

記

1. 積雪又は除雪による供給設備等の破損に十分注意するとともに、被害発生時の迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて自社以外の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損・閉塞による一酸化炭素中毒のおそれがあるため、一般消費者等に対し十分注意するよう周知等適切な対策を実施すること。



(別紙)

中 防 災 第 3 3 号
平成18年12月6日

原子力安全・保安院長 殿

内閣総理大臣

(中央防災会議会長)

安 倍 晋



降積雪期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日ごろから各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、昨冬は、日本各地で低温となるとともに日本海側を中心に大雪となり、気象庁により「平成18年豪雪」と命名されたこの豪雪によって、雪下ろし中の転落や屋根からの落雪などによる死者・行方不明者数は、戦後二番目となった。今冬も既に降積雪期を迎えたところであり、人命の保護を第一義として、雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による人身事故の防止対策の徹底に一層努められたい。

また、過去において雪崩災害の発生により多数の人命が失われていることにかんがみ、関係諸機関で積雪の状況等について情報の共有を図るなど、緊密な連携の下に、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検の実施、気象等に関する情報の収集・伝達及び警戒避難態勢の強化等に万全を期されたい。

さらに、この時期において融雪等に起因する土砂災害も発生していることにかんがみ、土砂災害のおそれのある危険箇所についても適切に対処されたい。

なお、これらの施策の実施に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮し、特に災害時要援護者関連施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努められたい。

併せて、上記につき、貴管下関係機関に対する指導方よろしく願います。